先着順による町有地の売払い
募集要領　物件　２

売払い物件

物件番号	所在地（地番）	地目	公簿面積（㎡）	売却価格（円）	指定用途	物件調書
2	朝日町桜町字大新田1087番1	宅地	190.18	2,708,945円	なし	別紙のとおり

（留意事項）
- 先着順（郵送）による売払いとなります。
- 用途の指定はありません。
- 原状有姿の引渡しになります。
- 公簿面積での契約になります。

朝　日　町　財　政　管　理　課　　管財・契約係

TEL0765－83－1100　（内線251）

諸手続の順序

現 地 確 認

物件調書等で現地を確認してください。不明な点は朝日町役場財政管理課にお問い合わせください。
現地説明を希望される方は、管財・契約係までご連絡ください。

普通財産譲与（譲渡）申請書の提出

購入希望者は、関係書類を添付のうえ、普通財産譲与（譲渡）申請書を朝日町役場財政管理課に提出（郵送）してください。

契約締結・代金の支払い

申請者は、町の手続きが完了しましたら連絡しますので、その後売買契約を締結していただきます。
代金は、契約と同時に全額を指定された金融機関に一括で振込み願います。
収入印紙代は、購入者の負担になります。

所有権移転登記

町が所有権移転登記を行い、登記識別情報通知をお渡しいたします。
登記に必要な登録免許税は、購入者の負担となりますが、登記手数料はかかりません。

先着順による町有地の売払いのご案内

1　売払い物件

（1）先着順

物件番号	所在地（地番）	地目	公簿面積（㎡）	売却価格（円）	指定用途	物件調書
2	朝日町桜町字大新田1087番1	宅地	190.18	2,708,945円	なし	別紙のとおり

※　用途の指定はありません。
※　申込に必要な書類を先に提出し、受理された方を買主といたします。
　提出は郵送によるものとし、消印の一番早い方の分を受理します。
　消印が同日の場合は、抽選により決定します。
※　物件の詳細については、現地、物件調書をよくご覧になってください。
※　現地説明会は行いませんが、現地での詳細な説明を希望される方は、管財・契約係まで申し込んでください。
※　公簿面積での契約になります。

2　申請者の資格

（1）個人及び法人（町内に在住・勤務又は事務所・事業所の有無を問いません。）
（2）指定された期日までに売買代金を全額一括してお支払いいただける方。
（3）次に該当する方は、入札をすることができません。
　① 市町村民税等の滞納者
　② 未成年者（親権者の同意のある未成年者を除く。）
　③ 契約を締結する能力を有しない者
　④ 破産者で復権を得ない者
　⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号から第4号までに該当する者
　⑥ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に基づく観察処分の決定を受けた団体及びその構成員又はその関係者

3　申請書の提出上の注意事項

（1）申請に必要な書類
　① 普通財産譲与（譲渡）申請書　1通
　② 住民票（法人については商業法人登記簿謄本）　1通
　③ 納税証明書（市町村民税、固定資産税：在住する市町村発行のもの）　1通
（2）電話、FAX及び電子メールによる申込みはできません。
（3）申請書の記載に不備があった場合には、申請を無効とする場合がありますので、注意してください。
（4）提出方法
　郵送による提出のみとし、書留または簡易書留により下記受付場所まで送付して下さい。
（5）受付場所
　〒939－0793
　富山県下新川郡朝日町道下1133番地
　朝日町役場　財政管理課　管財・契約係　℡0765-83-1100（内線251）

4　契約の条件

（1）用途の指定

指定はありません。

（2）禁止する用途

売買物件を暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団その他の反社会団体及びそれらの構成員が、その活動のために利用する等公序良俗に反する用に供する建物敷地及び風俗営業等の規制及び業務の適正性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5号に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業務の用に使用することを禁止します。

（3）実地調査

上記（2）の履行を確認するため、朝日町が売買物件の利用状況等についての実地調査を行う際には、買受者に協力していただきます。

5　契約の締結と売買物件の引渡し

（1）契約の締結

・申請者は、町の手続きが完了しましたら連絡しますので、その後売買契約を締結していただきます。
・売買契約書に貼付する収入印紙の費用は、買受者の負担となります。
・契約及び所有権移転登記は申請書に記載された応募者の名義でしか行いません。

（2）売買代金の支払い方法

売買代金は、売買契約締結と同時に町が発行する納入通知書により全額一括してお支払いいただきます。

（3）所有権の移転等

・売買代金の支払いが行われたときに所有権が移転するものとし、同時に売買物件の引渡しがあったものとします。
・売買物件は現状有姿の引渡しとなります。
・所有権の移転登記は、売買物件の引渡し後、町が行いますが、登記に必要な登録免許税は、買受者の負担となります。
・不動産取得税（1回のみ）及び固定資産税（令和10年度分から）は、買受者の負担となります。